

鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 9 月 17 日 (金) 第 244 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 保安林の指定 (2 件) (森づくり推進課取扱い) 1
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (高齢者生き生き推進課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (高齢者生き生き推進課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 (高齢者生き生き推進課取扱い) 3
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (高齢者生き生き推進課取扱い) 3
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課取扱い) 3
- 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止 (鹿児島地域振興局取扱い) 4
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (鹿児島地域振興局取扱い) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (大島支庁取扱い) 4

公 告

- 令和 4 年度鹿児島県建設工事入札参加資格審査の申請期間等に関する公告 (監理課取扱い) 4
- 落札者等の公告 (県立図書館取扱い) 5

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 直接請求の連署に必要な有権者の数 (※) (選挙管理委員会取扱い) 5

公 安 委 員 会 公 告

- 警備員指導教育責任者講習 (新規・追加取得講習) 実施公告 (生活安全企画課取扱い) 6

告 示

鹿児島県告示第947号

森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 3 年 9 月 17 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所
南さつま市大浦町字キサキ谷 18428 番 11, 18428 番 13, 字六世上 18441 番 1, 18441 番 3
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南さつま市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第948号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和3年9月17日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所
南九州市川辺町清水字蔵堀652番
 - 2 指定の目的
水源の涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第949号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和3年9月17日

鹿児島県知事 塩田康一

| 事業所 | | 指定居宅サービス事業者 | | | 廃止年月日 | サービスの種類 |
|----------|----------------------|-------------|----------------------|--------|-----------|----------|
| 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | |
| 株式会社須川木工 | 大島郡天城町天城456番地13 | 株式会社須川木工 | 大島郡天城町天城456番地13 | 順 利夫 | 令和3年7月12日 | 特定福祉用具販売 |
| 株式会社大島器材 | 奄美市名瀬塩浜町3番2号メサビル102号 | 株式会社大島器材 | 奄美市名瀬塩浜町3番2号メサビル102号 | 寿 孝之 | 令和3年7月16日 | 福祉用具貸与 |
| 株式会社大島器材 | 奄美市名瀬塩浜町3番2号メサビル102号 | 株式会社大島器材 | 奄美市名瀬塩浜町3番2号メサビル102号 | 寿 孝之 | 令和3年7月16日 | 特定福祉用具販売 |

鹿児島県告示第950号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

令和3年9月17日

鹿児島県知事 塩田康一

| 事業所 | | 申請者 | | | 指定年月日 | サービスの種類 |
|---------------------|-----------------|--------------|-----------------|--------|----------|---------|
| 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | |
| 在宅看護センターNicolor(ニコ) | 出水市緑町24番2号チッタヴェ | 株式会社ライフコンタクト | 出水市緑町24番2号チッタヴェ | 吉本 理加 | 令和3年7月1日 | 訪問看護 |

| | | | | | | |
|--------------------|------------------|---------|-------------------|-------|----------|------|
| ラ) | ルデ101号 | | ルデ101号 | | | |
| 訪問看護ステーションohanaオハナ | 肝属郡東串良町池之原2602-1 | 医療法人豊泉会 | 志布志市志布志町夏井1212番地1 | 大山 徹也 | 令和3年8月1日 | 訪問看護 |

鹿児島県告示第951号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和3年9月17日

鹿児島県知事 塩田康一

| 事業所 | | 指定介護予防サービス事業者 | | | 廃止年月日 | サービスの種類 |
|----------|----------------------|---------------|----------------------|--------|-----------|--------------|
| 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | |
| 株式会社須川木工 | 大島郡天城町天城456番地13 | 株式会社須川木工 | 大島郡天城町天城456番地13 | 順 利夫 | 令和3年7月12日 | 特定介護予防福祉用具販売 |
| 株式会社大島器材 | 奄美市名瀬塩浜町3番2号メサビル102号 | 株式会社大島器材 | 奄美市名瀬塩浜町3番2号メサビル102号 | 寿 孝之 | 令和3年7月16日 | 介護予防福祉用具貸与 |
| 株式会社大島器材 | 奄美市名瀬塩浜町3番2号メサビル102号 | 株式会社大島器材 | 奄美市名瀬塩浜町3番2号メサビル102号 | 寿 孝之 | 令和3年7月16日 | 特定介護予防福祉用具販売 |

鹿児島県告示第952号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

令和3年9月17日

鹿児島県知事 塩田康一

| 事業所 | | 申請者 | | | 指定年月日 | サービスの種類 |
|----------------------|-----------------------|--------------|-----------------------|--------|----------|----------|
| 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | |
| 在宅看護センターNicolor(ニコラ) | 出水市緑町24番2号チッダヴェルデ101号 | 株式会社ライフコンタクト | 出水市緑町24番2号チッダヴェルデ101号 | 吉本 理加 | 令和3年7月1日 | 介護予防訪問看護 |
| 訪問看護ステーションohanaオハナ | 肝属郡東串良町池之原2602-1 | 医療法人豊泉会 | 志布志市志布志町夏井1212番地1 | 大山 徹也 | 令和3年8月1日 | 介護予防訪問看護 |

鹿児島県告示第953号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

令和3年9月17日

鹿児島県知事 塩田康一

| 区域の名称 | 区 域 |
|---------|---|
| 古 里 地 区 | 次に掲げる標柱の1号から8号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と8号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 標柱 1号 |
| | 標柱の所在地 鹿児島市古里町335番1 |

| | |
|----|--------------|
| 2号 | 鹿児島市古里町448番 |
| 3号 | 鹿児島市古里町437番 |
| 4号 | 鹿児島市古里町431番 |
| 5号 | 鹿児島市古里町406番乙 |
| 6号 | 鹿児島市古里町405番 |
| 7号 | 鹿児島市古里町390番 |
| 8号 | 鹿児島市古里町378番2 |

鹿児島地域振興局告示第9号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の廃止の届出があった。

令和3年9月17日

鹿児島地域振興局長 松本俊一

| 事業所 | | 指定障害児通所支援事業者 | | | 廃止年月日 | 障害児通所支援の種類 |
|-------------------|-------------------|--------------|-----------------|--------|-----------|------------|
| 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | |
| 児童発達支援センターてんがらんかん | いちき串木野市上名5050番地12 | 医療法人親貴会 | いちき串木野市東塩田町35番地 | 海江田正史 | 令和3年6月30日 | 放課後等デイサービス |

鹿児島地域振興局告示第10号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和3年9月17日

鹿児島地域振興局長 松本俊一

| 事業所 | | 申請者 | | | 指定年月日 | 障害児通所支援の種類 |
|------------------------|---------------------|---------|-----------------|--------|----------|------------|
| 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | |
| 放課後等デイサービス事業所てんがらんかんレオ | いちき串木野市上名5050番地16の2 | 医療法人親貴会 | いちき串木野市東塩田町35番地 | 海江田正史 | 令和3年7月1日 | 放課後等デイサービス |

大島支庁告示第14号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和3年9月17日

大島支庁長 印南百合子

| 事業所 | | 指定障害福祉サービス事業者 | | | 廃止年月日 | 障害福祉サービスの種類 |
|------|---------------|---------------|---------------|--------|----------|-------------|
| 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | |
| あまみん | 大島郡龍郷町大勝578番地 | 株式会社リーフエッジ | 大島郡龍郷町大勝578番地 | 田中 基次 | 令和3年4月1日 | 自立訓練（生活訓練） |

公 告

令和4年度鹿児島県建設工事入札参加資格審査の申請期間等に関する公告

鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱（平成8年鹿児島県告示第1402号）第7条の規定により、定期の入札参加資格の審査の申請期間等について、次のとおり公告する。

令和 3 年 9 月 17 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 対象者
県外に主たる営業所を有する者
- 2 申請を受け付ける場所及び期間

| 場 所 | 期 間 | |
|---|--|---------------------------------------|
| | 年 月 日 | 時 間 |
| 鹿 児 島 県 土 木 部 監 理 課 (鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号 郵 便 番 号 890 - 8577) | 令 和 3 年 10 月 25 日 から 同 年 11 月 5 日 までのそれぞれの日 (県 の 休 日 を 除 く 。) 。 な お , 郵 送 の 場 合 は , 令 和 3 年 11 月 5 日 の 消 印 の ある も の まで 受 け 付 け る 。 | 8 : 30 ~ 12 : 00 13 : 00 ~ 17 : 15 |

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和 3 年 9 月 17 日

鹿 児 島 県 立 図 書 館 副 館 長 前 原 浩 明

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
電子計算機サービス及び関連のサービス (鹿 児 島 県 立 図 書 館 情 報 シ ス テ ム の 賃 貸 借 及 び 保 守) 一 式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿 児 島 県 立 図 書 館 資 料 課
鹿 児 島 市 城 山 町 7 番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令 和 3 年 6 月 29 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株 式 会 社 J E C C
東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 三 丁 目 4 番 1 号
- 5 随意契約に係る契約金額
144, 144, 000 円
- 6 随意契約によることとした理由
地 方 公 共 団 体 の 物 品 等 又 は 特 定 役 務 の 調 達 手 続 の 特 例 を 定 め る 政 令 (平 成 7 年 政 令 第 372 号) 第 11 条 第 1 項 第 1 号 該 当

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

鹿 児 島 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 29 号

地方自治法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 及 び 地 方 教 育 行 政 の 組 織 及 び 運 営 に 関 す る 法 律 (昭 和 31 年 法 律 第 162 号) の 規 定 に 基 づ く 次 の 表 の 左 欄 に 掲 げ る 直 接 請 求 の 連 署 に 要 す る 選 挙 権 を 有 す る 者 の 数 は , そ れ ぞ れ 同 表 の 右 欄 に 掲 げ る と お り で あ る 。

な お , 令 和 3 年 6 月 18 日 鹿 児 島 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 16 号 (直 接 請 求 の 連 署 に 必 要 な 有 権 者 の 数) は , 廃 止 す る 。

令 和 3 年 9 月 17 日

鹿 児 島 県 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 松 下 良 成

| 左 欄 | 右 欄 |
|---|---------|
| 地方自治法第74条第1項に基づく条例 (地方税の賦課徴収並びに分担金 , 使用料及び手数料の徴収に関するものを除く 。) の 制 定 又 は 改 廃 の 請 求 の 連 署 に 要 す る 選 挙 権 を 有 す る 者 の 総 数 の 50 分 の 1 の 数 | 26, 808 |
| 地方自治法第75条第1項に基づく県の事務の執行に | |

| | | |
|---|------------|---------|
| 関する監査の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | | |
| 地方自治法第76条第1項に基づく議会の解散の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 | 267,547 | |
| 地方自治法第80条第1項に基づく議会の議員の解職の請求の連署に要する各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数, その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) | 鹿児島市・鹿児島郡区 | 149,841 |
| | 鹿屋市・垂水市区 | 31,636 |
| | 枕崎市区 | 5,775 |
| | 阿久根市・出水郡区 | 8,434 |
| | 出水市区 | 14,482 |
| | 指宿市区 | 11,139 |
| | 西之表市・熊毛郡区 | 11,273 |
| | 薩摩川内市区 | 25,750 |
| | 日置市区 | 13,207 |
| | 曾於市区 | 9,833 |
| | 霧島市・始良郡区 | 36,702 |
| | いちき串木野市区 | 7,676 |
| | 南さつま市区 | 9,340 |
| | 志布志市・曾於郡区 | 11,905 |
| | 奄美市区 | 13,416 |
| | 南九州市区 | 9,576 |
| 伊佐市区 | 7,092 | |
| 始良市区 | 21,282 | |
| 薩摩郡区 | 5,724 | |
| 肝属郡区 | 9,959 | |
| 大島郡区 | 16,250 | |
| 地方自治法第81条第1項に基づく知事の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 | 267,547 | |
| 地方自治法第86条第1項に基づく副知事, 選挙管理委員, 監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 | | |
| 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に基づく教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 | | |

公安委員会公告

警備員指導教育責任者講習(新規・追加取得講習)実施公告
 警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備

員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条の規定に基づく法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

令和3年9月17日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務

2 講習の種別及び実施期間

(1) 新規取得講習

令和3年11月15日（月）から同月20日（土）まで（講習時間は、午前8時30分から午後5時まで）

(2) 追加取得講習

令和3年11月18日（木）から同月20日（土）まで（講習時間は、午前8時30分から午後5時まで）

3 講習の実施場所

鹿児島県信用漁業協同組合連合会（鹿児島市鴨池新町11番1号鹿児島県水産会館内）

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかの条件に該当する者

ア 最近5年間に1の警備業務の区分（以下「1号」という。）の警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申込日において、1号以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者（旧資格者証の交付を受けている者を除く。）で、次のいずれかの条件に該当するもの

ア 最近5年間に1号に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 検定規則第4条に規定する1級の検定（1号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（1号に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

5 受講定員

(1) 新規取得講習

25人（ただし、追加取得講習の受講申込みが受講定員に満たない場合、その人数を受け付ける。）

(2) 追加取得講習

5人（ただし、新規取得講習の受講申込みが受講定員に満たない場合、その人数を受け付ける。）

6 受講申込みの受付等

(1) 受付の期間及び時間帯

ア 期間

令和3年9月28日（火）から同年10月1日（金）まで

イ 時間帯

午前8時30分から午後4時まで

(2) 受付場所

ア 県内に居住する者等

受講者の住所地又は受講者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課若しくは生活安全刑事課

イ 県外に居住する者

県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

(3) 提出書類

ア 共通

講習規則別記様式第1号の警備員指導教育責任者講習受講申込書（申請前6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真（縦の長さ4.2センチメートル、横の長さ3.6センチメートル）1枚を貼付したもの。以下「受講申込書」という。） 1通

イ 新規取得講習

(ア) 4の(1)のイに該当する者

a 1号の警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。） 1通

b 履歴書 1通

(イ) 4の(1)のイに該当する者

1号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通

(ウ) 4の(1)のウに該当する者

a 1号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

(エ) 4の(1)のエに該当する者

1号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通

(オ) 4の(1)のオに該当する者

a 1号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

ウ 追加取得講習

(ア) 4の(2)のイに該当する者

a 警備業務従事証明書 1通

b 履歴書 1通

c 1号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通

(イ) 4の(2)のイに該当する者

a 1号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通

b 1号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通

(ウ) 4の(2)のウに該当する者

a 1号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

- c 1号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (㉔) 4の(2)のエに該当する者
 - a 1号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通
 - b 1号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (㉕) 4の(2)のオに該当する者
 - a 1号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1通
 - c 1号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (4) 申込方法
受講者本人が(2)の受付場所に直接持参し、申し込むこと（受講者本人以外による申込み及び郵送等による申込みは認めない。）。
- (5) 講習手数料
講習手数料は、講習の種別ごとに定められた金額の鹿児島県収入証紙を当該受講申込書に貼付して提出すること。
なお、受講申込書を受け付けた後は、講習手数料は返還しない。
 - ア 新規取得講習
47,000円
 - イ 追加取得講習
23,000円
- 7 その他
 - (1) 本講習は、一般社団法人鹿児島県警備業協会に委託して実施する。
 - (2) 講習においては、修了考査を実施し、当該修了考査に合格した者に対して1号の警備業務に係る修了証明書を交付する。
 - (3) 受講に当たっては、筆記用具を持参すること。
 - (4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、講習を延期し、又は中止する場合がある。
- 8 講習に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先
 - (1) 鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター
電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）
 - (2) 一般社団法人鹿児島県警備業協会
電話番号 099-224-4490